

練馬アニメーションサイトツイッターアカウント運用ポリシー

平成 26 年 5 月 1 日

26 練産商第 112 号

(趣旨)

第 1 条 このポリシーは、練馬アニメーションサイトツイッター（以下「アニメサイトツイッター」という。）アカウントを運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 練馬アニメーションサイト 商工観光課が運用する練馬区のアニメ関連情報等を発信するホームページをいう。ホームページアドレス：<http://www.animation-nerima.jp/>
- (2) ツイッター 米国 Twitter 社の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で 140 文字以内の文章を不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利およびユーザー名等をいう。

(運営主体)

第 3 条 アニメサイトツイッターの運営主体は商工観光課とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等の総括的な事務を行う。

(アカウント)

第 4 条 アニメサイトツイッターのアカウント登録内容はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 名前 練馬アニメーションサイト事務局
- (2) ユーザー名 anime_nerima
- (3) メールアドレス anime_nerima@city.nerima.tokyo.jp
- (4) パスワードおよびその他事項については、商工観光課長が別に定める。

(情報発信)

第 5 条 アニメサイトツイッターで発信する内容は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 練馬アニメーションサイトに関する情報
- (2) アニメに関するイベント情報
- (3) 「アニメ・イチバンのまち 練馬区」の PR になるような情報
- (4) その他、商工観光課長が適当と認める情報

2 情報配信の内容に誤りがあった場合は、配信した内容を削除せず、訂正した内容を改めて配信する。ただし、誤った内容の履歴を残すことが不適切な場合は、商工観光課長の指示もと、内容の削除を行う。

(意思決定)

第 6 条 情報発信の内容については、原則として商工観光課長の決裁を必要とする。ただし、商工観光課長が適当と認めるときは、複数の職員により内容確認を行うことを条件

に、決裁を省略できるものとする。

(制限)

第7条 アニメサイトツイッターの制限事項はつぎの各号のとおりとする。

- (1) リプライ（他のユーザーへの個別返信）を行わない。
- (2) 他のアカウントのフォロー（情報の個別受信設定）を行わない。ただし、フォローすることにより区民へ有益な情報を提供できると商工観光課長が認めるものへのフォローはこの限りでない。

(なりすまし等の防止)

第8条 第三者によるなりすまし等を防止するため、アニメサイトツイッターのアカウント情報をつぎの各号の媒体に常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

- (1) 練馬区公式ホームページ
 - (2) 練馬アニメーションサイト
- 2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに前項に掲げる媒体において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。
- 3 なりすまし等の防止対策として、経済産業省等の提供する公式アカウントの認証取得申請を行う。

(アカウントの停止または削除)

第9条 ツイッターのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事象が発生するなど、継続してアニメサイトツイッターを運用することが困難となった場合には、前条第1項に掲げる媒体においてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(遵守事項)

第10条 アニメサイトツイッターの運用においては、つぎの各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 練馬区セキュリティ基本方針
- (2) 練馬区情報セキュリティに関する要綱
- (3) 練馬区個人情報保護条例
- (4) 練馬区個人情報保護条例施行規則
- (5) ソーシャルメディアの活用に係る練馬区ガイドライン
- (6) その他、法令や国等が定めるガイドライン等で、アニメサイトツイッターの運用に関わるもの

(その他)

第11条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

このポリシーは、平成26年6月1日から施行する。